

令和3年10月1日

「港湾・漁港工事における週休2日工事」Q & A

Q1 宮崎県における公共工事においては、既に「週休2日工事」の試行が実施されていますが、「港湾・漁港工事における週休2日工事」とは、どのようなものでしょうか。

A1 港湾・漁港工事は、農政水産部（農業農村整備事業）、及び、県土整備部における「週休2日工事」の試行の対象外となっています。

港湾・漁港工事においても建設現場における休日確保の取組を推進するために試行を実施することとして、別途、「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領を以下定めていますので御確認ください。

「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領

…平成30年12月17日付県土整備部港湾課、農政水産部漁業管理課

(令和3年10月1日一部改正)

「週休2日工事」試行実施要領

…平成28年6月8日付県土整備部技術企画課(令和3年5月1日一部改正)

「週休2日工事」試行実施要領

…平成30年9月26日付環境森林部自然環境課、農政水産部農村計画課

(令和3年3月31日一部改正)

Q2 どのような工事が対象となるのでしょうか。

A2 主たる工種が港湾請負工事積算基準、または、漁港漁場関係工事積算基準を適用して積算した工事については、入札公告及び特記仕様書において、試行対象である旨を記載します。

Q3 夏期休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか。

A3 夏季休暇、年末年始は次の日をいいます。

- ・夏期休暇：土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間
- ・年末年始休暇：土曜日、日曜日、祝日を含む12月下旬から1月上旬の6日間

Q 4 港湾・漁港工事における4週8休とは、どのようなことをいうのでしょうか。

A 4 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいいます。

Q 5 4週8休を前提とした工程を検討するに当たり、対象期間はどのように考えればいいのでしょうか。

A 5 工程検討に当たっては、次の対象期間（※）のそれぞれの期間内においてその期間に含まれる休日の日数分の閉所日を確保する必要があります。なお、現場閉所は、2日以上連続する日と定める必要はありません。

※工事着手日以降最初の土曜日又は月曜日から1期間目が対象期間の始まりとなります。また、対象期間の終わりは、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日（土曜日が期間の始まりとなる場合）又は日曜日（月曜日が期間の始まりとなる場合）までが評価対象期間となります。

参考として、4週8休の確認方法を掲載します。

Q 6 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、「現場閉所」扱いとできますか？

A 6 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいいます。作業する予定日に急な降雨、河川増水等により現場閉所とする場合は、その旨を、事前に監督員にメールまたはファクシミリにより連絡していただき、「現場閉所」扱いとします。

Q 7 現場自体は閉所としたが、現場以外で対象工事に関する立ち会い等の業務を行った場合は現場閉所としてよいのでしょうか。

A 7 現場が閉所であれば「現場閉所」扱いとします。

なお、本試行は、建設工事における就労環境改善を図ることで、建設業の担い手確保に繋げていくことを目的としておりますので、計画的な休日の設

定を行っていただきますようお願いします。

Q 8 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。

A 8 当初の工期は4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延伸協議を行ってください。

【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など

- ・作業時間の制限を受けることとなった工事
- ・隣接工区との工程調整が必要となった工事
- ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合 など

Q 9 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのでしょうか。

A 9 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで監督員へ、取りやめる協議をしてください。

なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合（4週8休未滿となった場合）は、労務費、機械経費（賃料）、及び間接費の補正対象とはなりません。

Q 10 試行対象工事を受注し、「週休2日工事」を希望しなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか。

A 10 試行対象工事は、「週休2日工事」の実施を必須としているものではなく、あくまで受発注者間で協議が調い、実施するものです。従って、「週休2日工事」を実施しなかった場合に、工事成績評価において減点等のペナルティーはありません。

Q 11 現場閉所日に現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検を行った場合は、「現場閉所」として計上できるのでしょうか。

A 11 現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検については、保守点検等の現場管理上必要な作業であるため「現場閉所」として計上できます。